

(様式 1-3)

福島県（葛尾村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	195	事業名	被災地域農業復興総合支援事業（ライスセンター・農業用機械整備）葛尾村	事業番号	(5)-43-43
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	葛尾村（間接）	
総交付対象事業費	9,803（千円）		全体事業費	211,243（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
＜現状＞ 葛尾村では、平成 28 年 6 月に一部の帰還困難区域を除き避難指示が解除されたが、長期間の避難を余儀なくされたことから、村民の帰還は進んでおらず、避難指示解除後 3 年を経過しても今なお帰還率は 20% 台にとどまっている。震災前の村の主産業は農業であり、水稻、畜産、葉たばこを中心に多様な農業が営まれてきたが、原発事故を受け、風評被害や除染に伴う地力低下、後継者の流出など営農環境が大きく変わり離農を考える農家も少なくない。また、村内の農業関連施設の老朽化・担い手不足等が深刻化しており、今後、耕作放棄地の増加が予測されるなか、村としては、営農再開に向けた様々な取り組みを実施し、農業者の帰還を促進しているところである。 しかし、村の主要な品目である水稻については震災前 135ha 作付けされていたが、現状 26ha までの再開に留まっており、農業・農村地域の復興を図るうえで、更なる農業者の帰還の促進及び水稻の作付拡大が必要な状況である。					
＜農業振興の方向性＞ 震災前にあった集落での共同取り組み活動が喪失している中、農業者同士での連携の再構築を図り、集落農業の再生を目指すことは、村の再生に大きく寄与することから村の主要施設として位置付けている。 集落営農組織が利用する作物生産に必要な農業機械・施設を村が整備することで、この組織の構成員が活躍できる環境を整え未帰還の構成員や村民の帰還を促す。					
事業概要					
＜本事業で施設を整備する理由＞ 本事業により集落における円滑な農業再開と生産基盤の充実・強化を図るために必要な耕起・播種・収穫・乾燥調製等の一連の高性能農業機械及び施設を整備し、集落ぐるみで営農を行う集落営農組織を育成支援することで農業者等の帰還や再開を促進する。					
＜整備内容＞ ・施設（設備）概要： 米乾燥調製施設（ライスセンター）1 棟（施設面積 294.3 m ² 、受益面積 31ha） 農業用機械 15 台（水稻 31ha、大豆 5.7ha） （トラクター 2 台、田植機 2 台、コンバイン 2 台、畦塗機、代かきハロー、ブロードキャスター、スタブルカルチ、スライドモア、トレーラー、プラウ、大豆播種機、ハイクリブーム各 1 台） 農機具格納庫 2 棟（108 m ² 、81 m ² ）					
＜市町村計画等＞ ●かつらお再生戦略プランより 第 2 章 復興再生プラン 2. 重点プロジェクト （3）重点プロジェクトの方向性 2) 安心農業基盤・体制の強化プロジェクト ① 営農意向を活かした農業拠点地区の整備と経営体制の強化 イ) 集落生産・管理体制の強化					

- ・村における農業の再生・活性化を図るため集落営農を強化し、土地の流動化、周辺林地の管理等、営農との一体的な取り組みを図ります。
- ・道路・水路の共同管理の充実、機械・機器等の共同利用、共同作業による既耕作放棄地の復旧等を図ります。

③各集落における元気を増進する集落・営農環境の向上

ア) 共同化促進による集落営農の活性化

- ・中山間地直接支払制度を活用し、各集落営農の共同利用施設の復旧整備、共同利用の農業用施設・機械の導入等、生産関連施設等の整備を図ります。
- ・各集落拠点に、共同作業所や農業機械保管庫を整備し、さらに既存の集落営農をネットワークした全村共同で推進させることで村の農業再生を図ります。

●葛尾村農業再生事業化計画「美しい農がある風景を再び かつらお」より

3. 農業再生への目標

村民ひとりひとりが主役になり、農に関わっていただくことで、人が集まり、人とひとが語りあい、美しい農がある風景を再び取り戻していくことを将来像に、農業再生支援を行い、村の農業再生を進め、基幹産業として新しく生まれ変わることを目標とします。

- ① 水田農業は、育苗から出荷までの作業について、作業を斡旋する組織の設立を行い、各種作業を支援します。また、まとまった農地の集積を行う経営体を育成するとともに、組織や経営体で水田農業の再開を行う場合は、必要な農業用機械と施設（育苗施設と穀類乾燥調製施設等）の整備を支援します。

4. 農業再生への道のり

(2) 第2段階 「新たな営農の展開」

○水田はこれまでは農家が個々に営農を行ってきましたが、作業受託、農地の利用集積等により、10～20ha 規模の経営体（生産組織）による農業の展開を進めます。

○畑地は、飼料用作物、大豆、そばの作付けを促進するため、農作業を受託する担い手組織を育成するとともに、必要な農業機械や施設の導入を支援します。

(3) 第3段階 「農業の将来像」

○水田は、経営体（法人及び生産組織）を育成し、育苗施設や穀類乾燥調製施設等の整備を支援するとともに、農地の利用集積を進めるため、未整備地区のほ場区画の整理・大型化を進めます。

●葛尾村農業再生アクションプランより

「担い手」

【目標】

- 担い手への農地集積や経営の法人化を支援し、大規模な担い手を育成します。
- 各集落に集落営農組織の設立を目指します。

【具体的対応（施策）】

- ① 集落営農組織の設立・運営支援
- ② 担い手に対する機械装備支援と法人化支援

「稲作振興」

【目標】

○震災前の作付面積約130ha の回復を目標とし、当面令和6年度までに約7割の85ha の作付を目指します。（R元：26ha）

【具体的対応（施策）】

- ① 加速化交付金制度を活用した共同利用施設・機械等の整備（育苗施設・乾燥調製施設・集落営農向け機械等）

当面の事業概要	
<令和2年度> 実施設計 9,803千円 <令和3年> 建築工事 145,480千円 農機具購入 55,960千円	
地域の帰還環境整備との関係	
当村の基幹産業は農業であり、地域が再生復興するためには、農業の再生・復興が必要不可欠である。本事業を活用して整備する農業機械・施設を扱うオペレーターは19名おり、うち未帰還者6名及び組合員の帰還が見込めるなど、農業者が営農再開に取り組む意欲が向上することにより住民の帰還を促進させ、村全体の農業振興並びに地域再生を図る。	
関連する事業の概要	
○効果促進事業 第31回申請 敷地造成設計・工事（令和2年度予定） 43,227千円 ○被災地域農業復興総合支援事業 水稻育苗施設整備事業（令和2～3年度整備予定） 419,382千円 ○被災地域農業復興総合支援事業 そば大豆乾燥調整施設整備事業（令和2年度整備予定） 65,568千円	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

被災地域農業復興総合支援事業（米乾燥調製施設・農業用機械整備）葛尾村 位置図

福島県 双葉郡 葛尾村管内図

米乾燥調製施設・機械格納庫
(整備予定地)

葛尾村役場

受益面積 田31ha、畑5.7ha

凡 例

1 : 50,000

0 1000 2000 3000 4000m